

第1章

計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

我が国の年間自殺者数は、平成9年に23,494人であったものが、翌年の平成10年に31,755人に急増しました。平成9年と10年を比較すると、8千人を超える大幅な増加となりました。その後も自殺者は増加し平成15年の32,109人をピークに、年間3万人前後の高い水準を推移する状況が続きました。

急増した平成10年から10年以上が経過した平成22年に29,554人と3万人を下回りました。その後は減少傾向が続き、平成28年には20,984人となっています。

しかし減少したとはいえ、依然として年間自殺者数は2万人を超えており、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）も主要先進7か国の中で最も高い状況であるなど非常事態はいまだ続いています。

国においては、平成18年に自殺対策基本法を制定し、平成19年には、国の自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」が策定され、自殺対策に取り組んできました。自殺対策をより一層効果的に進めるために、自殺対策基本法は平成28年4月に改正され、すべての都道府県・市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。また、平成29年7月には自殺総合対策大綱も見直され、地域レベルの実践的な取組の推進や子ども・若者・勤務問題に対する自殺対策のさらなる推進が新たに加えられました。

本市においても全国の動きと同様に、平成9年に557人であった自殺者数が平成10年には784人と急増しました。前年と比べ約4割増加しました。平成11年には792人と過去最多となり、800人台に迫る状況となりました。その後、若干、人数が減少するものの、数年の周期で人数の減少と増加を繰り返し、平成20年には再び700人を超えました。

平成22年以降は減少傾向となり、平成28年の自殺者数は550人と急増前の平成9年に近い水準になりましたが、依然として多くの市民の命が自殺によって失われている事態は続いています。

本市では、平成14年以降自殺対策の強化を進め、人口動態統計や警察統計の解析による自殺の現状調査、普及啓発、ゲートキーパーの育成とともに自死遺族や自殺未遂者への支援などに取り組んできました。これまでの取組を発展させるとともに、本市の自殺者の特徴を踏まえた対策の充実を図りながら総合的かつ効果的に自殺対策を推進していくために本計画を策定し、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指していきます。

2 基本認識

国の「自殺総合対策大綱」、また、神奈川県「かながわ自殺対策計画」（平成30年3月策定）を踏まえ、次の項目を本市の自殺対策の基本認識とします。

① 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない

状況に追い込まれる過程として捉える必要があります。自殺に至る心理としては、仕事や家庭、健康など様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外のことを考える余裕のない状態に陥るなど危機的な精神状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺行動に至った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数の方は様々な悩みによって心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態やうつ病、アルコール依存症等に陥っている場合も多く、これらの影響によって正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっています。

職場の人間関係や健康など一つの悩みをきっかけにいくつもの悩みが重なって不安が増大しても、悩みを打ち明けることができる相手が見つからずに孤立し、最終的には心理的にも追い込まれて自殺に至るようなケースが少なくないのが現状だと認識することが必要です。

② 自殺は、その多くが社会的な取組で防ぐことのできる問題である

経済・生活問題、健康問題、家庭問題等自殺の背景・原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組によって、多くの自殺を防ぐことにつながります。

また、健康問題や家庭問題等一見すると個人の問題と思われる要因であっても、医療や福祉、法律などの専門家への相談につながることによって、自殺を防げる場合も多くあります。

自殺は、その多くが社会の努力で防ぐことができるとの基本認識を持って、自殺対策を進めることが重要です。

③ 自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い

死にたいと考えている人は、心のなかでは「生きたい」という気持ちの間で激しく揺れ動いている場合も多く、不眠、原因不明の体調不良など自殺の危険を示すサインを発していることが多いと言われています。家族や友人、職場の同僚など身近な人やその人に関わるあらゆる人が自殺のサインに気づき寄り添って見守り、必要に応じて各種の相談や医療機関の受診を勧めたりすることによって、自殺の予防につなげていくことが重要です。

④ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

我が国の自殺者数は、平成 10 年に急増し、年間 3 万人を超えその後も高い水準が続いていました。平成 22 年以降 3 万人を下回る状況が続き、平成 28 年には約 2 万 1 千人と減少傾向が続いています。

本市においても、平成 10 年に 784 人と急増し、平成 22 年の 788 人から減少傾向となっており、平成 28 年には 550 人となりました。

しかし、国・本市とも若年層の死因の第 1 位は自殺です。国では、20 歳未満の自殺死亡率が平成 10 年以降概ね横ばいで推移していますが、本市では、20 歳代以下の自殺死亡率が若干ではありますが増加しています。

さらに、我が国の自殺死亡率は主要先進 7 か国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として 2 万人を超えています。こうした状況を踏まえると、かけがえのない命が日々、自殺に追い込まれており、非常事態はいまだ続いているという認識が求められています。

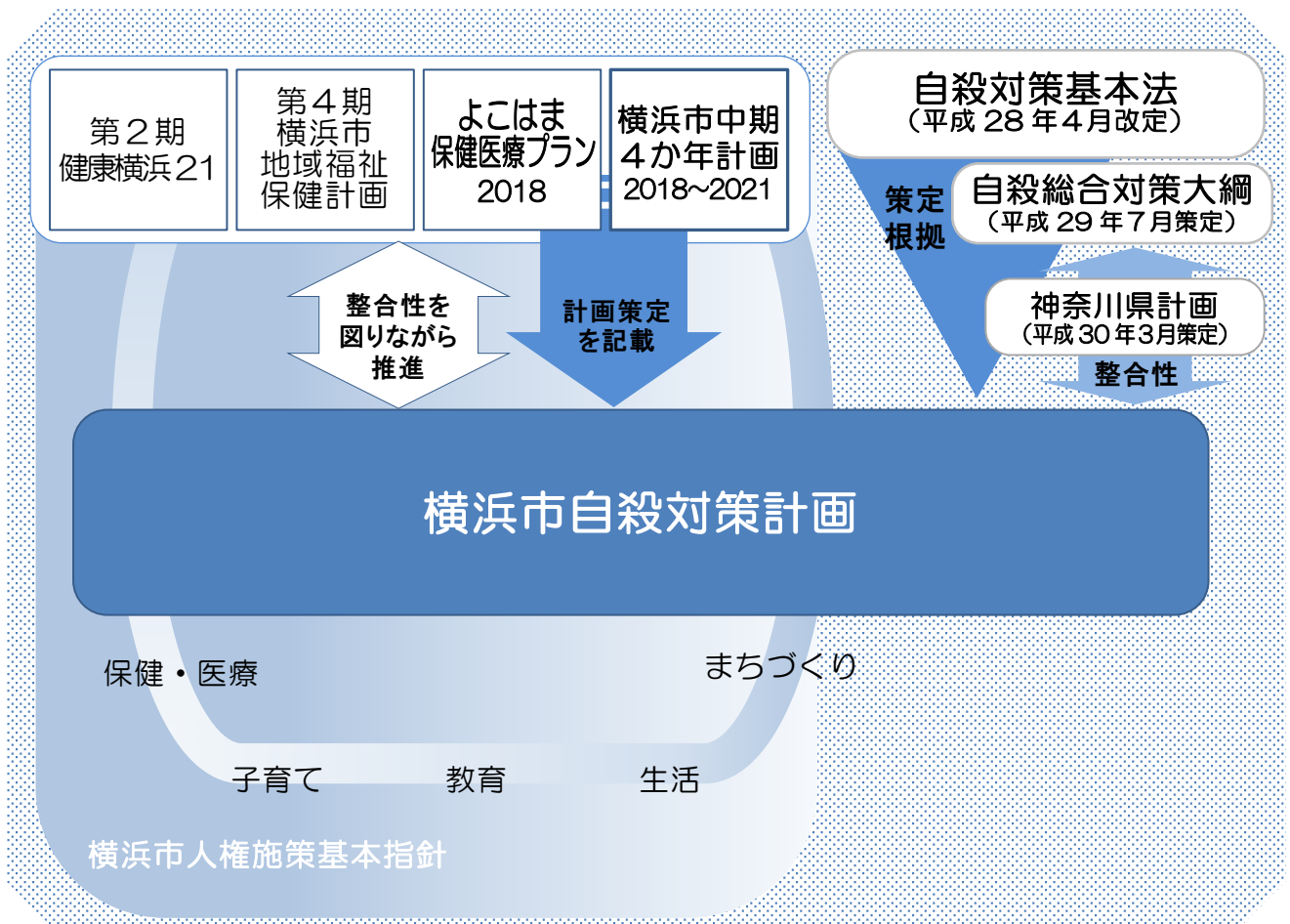
3 計画の位置付け

本計画は、平成 28 年に改正された自殺対策基本法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定します。

自殺対策計画の策定については、「よこはま保健医療プラン 2018」で定めているほか、「横浜市中期 4 か年計画 2018～2021」の中でも、計画の策定を主な施策に位置づけ、自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）を指標に設定するなど、自殺対策の推進を掲げています。

また、第 2 期健康横浜 21 や第 4 期横浜市地域福祉保健計画など関連する計画とも整合性をとりながら、計画を策定しています。

このほか、横浜市人権施策基本指針では、自死・自死遺族を人権課題の一つとして掲げ、遺族自らが、自殺で亡くなったことを話すことができる環境づくりを目指し、総合的な施策展開を進めることとしています。



4 計画の期間

この計画の期間は、2019（平成 31）年度から 2023（平成 35）年度までの5年間とします。

国の自殺総合対策大綱がおおむね5年に一度を目安として見直されていることから、国の動きや自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえる形で、本計画も5年に一度、内容を見直し改定します。

5 目標

非常事態はいまだ続いているという基本認識のもと、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指していくことを目標にします。

この目標実現に向け、具体的な数値目標を設定します。

◆目標 1

国の自殺総合対策大綱*では、2026（平成 38）年までに、自殺死亡률을 2015（平成 27）年と比べて 30%以上減少させることを目標としています。

本市も、この国の目標を踏まえ、2026（平成 38）年までに、2015（平成 27）年の自殺死亡률 15.4 と比べて 30%以上減少させることを目指します。

この考え方にに基づき、本計画期間5年間である、2019（平成 31）年～2023（平成 35）年の最終年の 2023（平成 35）年の自殺死亡률을 11.7 以下とします。

◆自殺死亡률

2023（平成 35）年に 11.7 以下へ（厚生労働省人口動態統計）

○なお、計画期間の終了年の 2023（平成 35）年の人口動態統計に基づく自殺死亡률은 2024（平成 36）年9月頃に国の確定値の公表により判明します。

※自殺総合対策大綱より ～第 5 自殺対策の数値目標 抜粋～

平成 28 年 4 月、基本法の改正により、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して対処していくことが重要な課題であるとされた。したがって、最終的に目指すべきはそうした社会の実現であるが、当面の目標としては、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成 38 年までに、自殺死亡률을 27 年と比べて 30%以上減少させることとする。注)

なお、できるだけ早期に目標を達成できるよう努めるものとし、目標が達成された場合は、大綱の見直し期間にかかわらず、その在り方も含めて数値目標を見直すものとする。

注) 世界保健機関 Mortality Database によれば、先進諸国の自殺死亡률은、フランス 15.1（2013）、米国 13.4（2014）、ドイツ 12.6（2014）、カナダ 11.3（2012）、英国 7.5（2013）、イタリア 7.2（2012）である。

平成 27 年の自殺死亡률은 18.5 であり、それを 30%以上減少させると 13.0 以下となる。我が国の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の中位推計（平成 29 年推計）によると、平成 37 年には約 1 億 2 3 0 0 万人になると見込まれており、目標を達成するためには自殺者数は約 1 万 6 0 0 0 人以下となる必要がある。

◆目標2

これまで、本市は平成19年から「ゲートキーパー」の養成を自殺対策の主要な取組として進めてきました。ゲートキーパーは、例えば「最近リストラにあって失業した」、「夫や妻など身近な人と死別した」といった自殺の危険を抱えた人々に気づいて声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る役割を担っていただく方のことです。

一人でも多くの市民の方に専門性の有無に関わらずゲートキーパーとしての意識を持っていただき、それぞれの立場でできることを進んで行動を起こしていくことが多くの方の自殺の防止につながります。

「命の門番」である、「ゲートキーパーの養成」についても、引き続き、積極的に進めていく必要があるため、本計画ではゲートキーパーの養成数を数値目標とします。

<p>◆ゲートキーパー養成数（自殺対策研修受講者数） 計画期間内に延べ18,000人</p>
--